

「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」
において整理された各論点と対応

本資料は、令和2年度に総務省からの委託により（一財）行政管理研究センターで実施した「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」（以下「報告書」という。）において整理された論点等（黒枠囲み部分）に対応する形で、本検討会としての対応の考え方を整理したものである。

目次	
簡易迅速性の確保に関する論点	1
公正性の向上に関する論点	27
国民の利便性の向上に関する論点	45
その他の論点.....	54

簡易迅速性の確保に関する論点

2.1 審理員の指名の迅速化（行審法9条関連）

- ①論 点：審理員の指名までに数か月を要する事例が見受けられることから、審理員を「速やかに」指名する旨の規定を導入すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。
- ④個別意見：法令改正の可否を含めて検討されたい、との意見もあった。

<対応>

- ・ヒアリングの結果、審理員の指名までに時間を要する理由としては、審査請求書の補正や申立適格の確認に時間を要するといったもののほか、訴訟対応を優先している又は審理員指名の決裁の際に裁決の方向性の説明を求められるために時間を要するといった、行審法の趣旨にそぐわない運用も見られたところである。
- ・そのため、仮に、行審法第9条に審理員を「速やかに」指名するという規定を導入しても、それだけでは必ずしも実効性がないと考えられるため、規定の導入ではなく、制度趣旨の徹底を図るための研修、幹部職員による進行管理といった具体的な仕組みを構築する必要がある（論点5.10参照）。

（参考）

○令和元年度行審法施行状況調査

国の場合、審理に1年以上要した審査請求で、審理員審理を行った205件のうち、審理員指名に1月以上要したものは136件（66.3%）、地方公共団体（都道府県及び政令市）の場合、1,363件のうち、216件（15.8%）。

審理員名簿は、国の場合は83%が未作成、地方の場合は16.4%が未作成。国の場合、未作成の理由として、「審査請求の実績が少ないため」、「審査請求の内容（行政分野）等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため」などが挙げられている。

2.2 標準審理期間の設定（行審法16条関連）

- ①論 点：現状、少なくない団体において標準審理期間が未設定（一部未設定を含む。）であり、設定の促進をするべきではないか。（設定を努力義務ではなく義務付けるべきではないかという提案（士業団体）や、類型別の標準審理期間の設定が可能であることが必ずしも明らかでないことが、設定が進まない要因となっているのではないか、という指摘がなされている。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：改正法施行後に審査請求の実績がある類型について設定を促すことや、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル」（以下単に「マニュアル」という。）等に一部の類型のみ標準審理期間を設定することが可能であることを明記してはどうか。
- ④個別意見：正当な理由がない限り設定を義務とするなど、法令改正を含めて検討してもよいのではないか、という意見もあった。

補足説明

事前に標準審理期間を設定することが困難な場合があるとしても、実際に審査請求がされた後に審査の進行状況、裁決の時期の見通しを示すことは十分に可能であり、かつ、必要である。行審法 84 条でカバーすることが難しいとすれば、行政手続法 9 条 1 項のような規定を設けることも考えられよう。

（大江 裕幸）

<対応>

- ・標準審理期間の設定により、審査請求人に裁決の時期の見通しを示すことができるほか、審査庁において審理期間の目安を設けることで、審理の遅延を防ぐ効果が期待され、実際に、標準審理期間内に処理が行われている場合も一定程度見受けられる。そのため、特に、これまでに実績が積み重ねられている定型的事件や審査請求が反復継続的になされる事件等については、標準審理期間の設定を積極的に行うべきである。
- ・設定に支障があるという理由としては、実績が少ないため設定しにくいという理由のほか、事案ごとに要する時間が異なるため、標準審理期間内に処理できないものが出てくる恐れがあるという理由が多い。具体的には、（１）審理手続における反論書の提出や口頭意見陳述の有無等により案件ごとに異なること、（２）原処分の種類や事案の複雑性により異なること、（３）同時期に扱う

件数により異なること等といった理由が見られる。

- ・したがって、設定方法としては、過去の処理期間の実績等を参考に期間を設定しつつ、以下のように設定を工夫することが考えられ、マニュアル等において具体的に示すこととする。その際、標準審理期間とは、その期間内に処理をしなければならない義務を審査庁に課すものではなく、また、事案に応じ合理的な理由に基づき、例外的な取扱いが許容されることを明示する。

- ①行政不服審査会等に諮問する場合、諮問しない場合とで区別して設定
- ②審査請求先ごとに設定（例：主任の大臣又は地方公共団体の長の場合、行政委員会の場合等）
- ③〇月～〇月と一定の幅をもって設定
- ④分野ごとに設定（特に件数の多い分野など）
- ⑤期間を設定の上、一定の期間（場合）を含めないと明記
（例：補正の実施、弁明書・反論書等の複数回にわたる往復、口頭意見陳述の実施、審査会への諮問等に要する期間、事案の複雑性・困難性・特殊性等がある場合）

（参考）

○令和元年度行審法施行状況調査

標準審理期間は、国の場合は、87.2%未設定、地方（都道府県及び政令市）の場合は、59.7%未設定。未設定の理由として、「現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが、状況をみて設定予定」、「過去に実績が（ほとんど）なく設定が困難」、「事案ごとに要する期間が変動し、設定が困難」などが挙げられている。

○行政不服審査法

（情報の提供）

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

○行政手続法

（情報の提供）

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示（行審法18条関連）

- ①論 点：「正当な理由」の有無について判断が難しく検討に時間を要するため、具体例を示してはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

補足説明

「正当な理由」に言及している答申・裁決の中では、全体的な傾向として、審査請求期間の教示の誤りないし懈怠がないかという観点に着目し、「正当な理由」の有無について判断を行うものが目立った。裁決・答申データベースに掲載されている答申のうち、「正当な理由」を認めた答申4件中2件も、この観点に着目している。 (宮森 征司)

<対応>

- ・「正当な理由」の有無については、マニュアルや逐条解説において、既に具体例を一定程度示している※。また、審査請求を可能とする期間は、処分の効果の早期安定の観点と国民の権利利益の救済の観点との調和が求められるとともに、審査請求人にとって、審査請求が可能かどうかを左右する重要な点であることから、個別の事案に即して、審査庁において、引き続き慎重に判断されるべきものである。よって、報告書の理由のとおり、現状、特段の対応は要しないと考えられる。

※例えば、行審法82条に基づく教示がされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったような場合や、誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは該当するが、審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は該当しないと考えられる。

(参考)

○行政不服審査法 (審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示（行審法23条関連）

- ①論 点：審査請求書の補正に時間を要することから、補正が不要なケースについて、具体的に例示してはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：簡易迅速性の確保の観点から、審査請求書の記載事項に不足があったとしても、審査請求が不適法であることが明らかである場合（「審査請求の趣旨及び理由」（行審法19条2項4号）の記載から明らかな場合）など、審査庁が判断をするにあたり支障がなく、かつ、補正をしなくても審査請求人の不利にならないものについては、補正を命じる必要がない旨をマニュアル等に記載してはどうか。
- ④個別意見：行審法23条（「補正すべきことを命じなければならない」）の改正を含めて検討してもよいのではないか、という意見もあった。

補足説明

上記③のほか、例えば、処分のあった日から3月以内に審査請求がなされた場合の「審査請求に係る処分……があったことを知った日」（行審法19条2項3号）や、審査請求をした行政庁に誤りがなく、審査請求期間の徒過も認められない場合の「処分庁の教示の有無及びその内容」（同項5号）については、特段の事情がない限り、補正を命じる必要はないと考えられる。

また、審査請求人が特段の主張なく処分の見直しを求めているような場合には、審査請求人の主張が審査請求書に明確に記載されていなくても、補正を求めることなく職権で処分の要件充足性や妥当性について審理・判断すれば足りるケースもあり得るのではないか。（田中 良弘）

<対応>

- ・報告書の方向性を是として、補正が不要な具体例をマニュアル等に記載する。

※具体例として想定されるものは、明らかに申立ての要件を満たしている場合の「処分があったことを知った日」や「教示の有無」、適法な審査請求であることが明らかであり、審理手続を進めることに支障がない場合の不明確な「審査請求の趣旨及び理由」等。

※誤字、脱字、審査請求書上の審査請求の年月日と実際に審査請求書を提出（発送）した日付の若干の差違、条文の引用誤り、処分があったことを知った日等で、審査上なんら影響を及ぼさないと認められるものについては、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じることまでは要しないと解されている。

- ・また、アンケートでは、補正に時間を要した例として、原処分の特定や審査請求の趣旨及び理由の記載が不明確であることが多数挙げられていることから、審査請求人にパンフレットを配布し、処分に該当するものの例示や、審査請求

の趣旨及び理由で記載すべき事柄の例示をする等の措置を講じる。

(参考)

○行政不服審査法

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律(条例に基づく処分については、条例)に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

- 2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 審査請求に係る処分の内容
 - 三 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)があったことを知った年月日
 - 四 審査請求の趣旨及び理由
 - 五 処分庁の教示の有無及びその内容
 - 六 審査請求の年月日
- 3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
 - 三 審査請求の年月日
- 4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。
- 5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日
 - 二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由
 - 三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

(審査請求書の補正)

第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

2.5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等（行審法24条関連）

- ①論 点：同一人からの大量請求事案や同一の争点に関する繰返し請求事案が全体の処理の遅延を招いているため、このような請求を却下できる規定の導入や権利濫用等により却下できるケースを明確化してはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：制度の在り方そのものに関わる事項であり、5年後見直しの範囲を超えるように思われるが、多くの団体からの要請があることから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

補足説明

行政不服審査制度において想定される大量請求事案には様々なケースが考えられること等を踏まえつつ、情報公開分野における情報公開請求権の濫用への対応の議論等も参考にしながら、却下できる場合を類型化することの必要性及び妥当性などについて、慎重な検討が求められるのではないかと。

（宮森 征司）

<対応>

- ・同一人から大量に不服申立てが行われた場合や、同一の争点に関して繰返し不服申立てが行われた場合は、審査庁における審理手続を行うに当たり、業務負担が多大的になることが想定されるとともに、他の審査請求事案について迅速な処理を妨げる恐れがある。また、審査請求人が本来求める権利救済の要求を達成するに当たり、複数回にわたって同じような審査請求を行うなど、過度な請求となっている場合も想定される。

※この他、生活保護基準の改定などに伴い、同時期に大人数から審査請求がされる場合などもある。

- ・一方、上記のような場合に、安易に却下を可能とすることは、不服申立ての権利を制限することになるため、直ちに結論を出すことは望ましくないと考えられる。よって、報告書の理由のとおり、引き続き、運用の状況や他制度の議論の状況も踏まえながら、事案の特性に応じた法律上の措置の必要性も含め、今後も慎重に検討される必要がある。

- ・なお、同一人からの大量の不服申立てのうち、審査庁の業務妨害を意図していることが明らかな場合などは、当然に権利濫用を理由として却下は可能と考

えられるが、上述の趣旨を踏まえ、個別に判断をする必要がある。また、同一の争点に関する繰返し請求事案については、訴えの利益がないとして、却下することも可能であると解される。

- ・現状の運用実態として、同一人からの大量請求や繰り返しの請求については、国や地方公共団体において一定程度生じていることが確認された。これらについては、行審法の各規定に基づき、
 - ①行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決（明らかに処分性が認められないものに対する請求や、相当の期間が経過していない場合の不作为に係る請求が行われる場合等が想定される。）
 - ②行審法第39条による審理手続の併合
 - ③行審法第43条第1項第5号による行政不服審査会等への諮問の省略
 - ④行政不服審査会等への諮問・調査審議において、諮問を一括して行い、複数の案件をまとめて審議といった対応が考えられるところであり、実際に対応している審査庁も見られる。

- ・複数人からの争点が共通する大量請求については、主に都道府県において生活保護法の基準改定に伴う審査請求などが確認された。これらについては、上記と同様に、審理手続の併合や行政不服審査会等への諮問を省略するといった対応が考えられる。また、運用上の工夫として、審査請求の中で共通する争点を抜き出して審理し、個別の審理員意見書の作成時に審理内容を反映させる、口頭意見陳述の早い段階での日程調整や時間制限の設定といった対応を行っている審査庁も見られた。

- ・審査庁が審査請求の内容に応じ、迅速な対応を行うことができるよう、上記の対応方法や工夫例について、マニュアル等に記載することとする。

2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等（行審法29条3項関連）

- ①論 点：審査請求人の主張に反論するのみで、処分の根拠法令や要件充足性等について記載されていない弁明書が散見され、審理員や審査会が質問等により確認する必要性が生じ、審理の遅延を招いているため、処分の要件充足性等の記載が必須であることを法令やガイドライン等に明記してはどうか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、弁明書に処分の要件充足性等を記載する必要があることを明記するとともに、審理員が弁明書の提出を求める際に処分の要件充足性について記載するよう処分庁に求めることを推奨してはどうか。
- ④個別意見：行政手続法 35 条 2 項を参考に、法令改正を含めて検討すべきではないかとの意見もあった。

補足説明

本調査研究において実施したヒアリング等を通じて、弁明書の出来不出来がその後の審理の迅速性、充実性の鍵を握っているという印象を強く受けた。弁明書の記載事項、弁明書とあわせて提出すべき証拠書類（審査基準、処分基準等）を法定することも含め、弁明書の充実のための方策を検討する必要がある。

（大江 裕幸）

<対応>

- ・行審法上、弁明書の記載事項として、処分の内容及び理由等が求められているが、運用上、ヒアリングやアンケートにおいては、審査請求人の主張への反論のみになっているもの、要件充足性の記載が不足しているもの、証拠書類が添付されていないもの、法令とその下位規範（処分基準、マニュアル等）との関係性が整理されていないものといった事例が見られる。
- ・弁明書において「処分の内容及び理由」を記載事項としているのは、審理員が審査請求に係る処分の違法又は不当の判断を行うとともに、審査請求人及び参加人が適切に主張できるようにするためであるから、趣旨を踏まえれば、その記載の程度は、審理員等が処分の内容及び理由を明確に認識し得ることが必要であり、具体的には、法令の根拠条項等を明示の上、その下位規範（処分基準、マニュアル等）に該当する原因となる事実を明示する必要がある。

・また、証拠書類については、行審法第32条により、処分庁は自ら提出するか、行審法第33条により、審理員が職権で求めることにより提出される仕組みとなっており、審理員が弁明書の提出を求める際に求める運用も考えられるところ、簡易迅速な処理のためには、処分庁からの自発的な提出が望ましい。

・上記を踏まえ、弁明書の内容が不十分であると、その後の審理手続において事実確認等に時間を要することから、弁明書の記載内容・添付書類等について、具体的な記載方法等を様式等において示すこととする。

※また、そもそも処分時の理由提示が適切になされていない場合も想定されることから、行政手続法の更なる周知徹底も求められる。

・その上で、弁明書の質の向上を図るため、総務省において、処分庁の職員に対し、定期的・継続的に、実効的な研修等を実施する。(論点5.10参照)

(参考)

○行政不服審査法

(弁明書の提出)

第二十九条

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

(証拠書類等の提出)

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等（行審法29条4項関連）

- ①論 点：処分庁が処分の要件充足性等に関する証拠書類や処分基準を自ら提出しないため、審理員や審査会において提出を求める必要が生じ、審理の遅延を招いていることから、かかる証拠書類等については弁明書への添付を義務付けてはどうか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、弁明書提出時に処分の要件充足性等に関する証拠書類や当該処分に係る処分基準を添付する必要があることを明記するとともに、審理員が弁明書の提出を求める際に必要な証拠書類や処分基準を提出するよう処分庁に求めることを推奨してはどうか。
- ④個別意見：法令改正を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。また、処分庁に対する啓発や研修の提供といった体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

補足説明

民事訴訟規則 80 条は、答弁書に、①「立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載」（1項）すること、②「立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付」（2項）することを原則として義務付けている。また、同規則 137 条は、書証に関し、③立証趣旨等を記載した証拠説明書を提出することを原則として義務付けている。

弁明書についても、上記の規定を参考に、処分の要件充足性の記載や、それを立証するための証拠書類の添付等について、法令により義務付けることを含めて検討してもよいのではないか。 （田中 良弘）

<対応>

- ・ 論点2.6参照。

（参考）

○民事訴訟規則
（答弁書）

第八十条 答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。

2 答弁書には、立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならない。やむを得ない事由により添付することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これを提出しなければならない。

3 第五十三条（訴状の記載事項）第四項の規定は、答弁書について準用する。

(書証の申出等・法第二百十九条)

第百三十七条 文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時まで、その写し二通(当該文書を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数)を提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通(当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 前項の申出をする当事者は、相手方に送付すべき文書の写し及びその文書に係る証拠説明書について直送をすることができる。

○行政不服審査法

(弁明書の提出)

第二十九条

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(証拠書類等の提出)

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

2.8 口頭意見陳述の機会の付与の例外（行審法31条関連）

- ①論 点：情報公開条例に基づく処分に対する審査請求については口頭意見陳述の機会を付与する必要があるが、情報公開法に基づく処分に対する審査請求については必要ないことから、条例に特別の定めがある場合には、情報公開条例に基づく処分に対する審査請求についても口頭意見陳述の機会を付与しなくてもよいよう法改正してはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：条例に基づく処分であり、すべての地方公共団体において一律に口頭意見陳述が不要とはいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

※平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

【求める措置の具体的内容】

地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行う審査請求については、審査庁による審理手続に係る事務を廃止するよう求める。

【具体的な支障事例】

国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審理手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審理が可能となっている。

一方、本市における情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審理ができない状況にある。（略）

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）」

地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<対応>

- ・国の行政機関の場合、行政文書等の開示決定等に係る審査請求については、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員から構成される情報公開・個人情報保護審査会において、インカメラ審理及びヴォーン・インデックスの法

律上の規定により、直接に争点となっている行政文書等を見分し、開示可否を判断することとなっている。また、開示決定等に係る審査請求は、審査請求人が開示を求める理由・背景とは直接に関係なく、当該文書等が開示できるか否かを客観的に決定するものであり、審理員による審理を経ないで直ちに審査会に諮問する方が、審理の迅速化につながることから、審理員による審理手続は、適用除外とされている。

- ・地方公共団体の場合、行審法第9条第1項ただし書により、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名しないことができる（地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合等）。この場合、行審法第43条による行政不服審査会等への諮問義務は適用されないこととなるが、更に行審法に定める審理員が行う審理手続まで適用しないこととすると、行審法で保障している手続の大半が条例に委ねられることとなることから、審理手続の主体を審理員ではなく審査庁に読み替えて、口頭意見陳述等の審理手続を実施することとしているものと考えられる（第9条第3項）。現状、地方公共団体によって、条例で行審法第9条第1項を適用除外にしている場合、適用除外とせずに審理員の指名を行っている場合に分かれており、開示決定等に係る審査請求について審理員の指名も含め審理手続の要否については、地方公共団体によって区々である。

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（地方公共団体も対象）においても、開示決定等に係る審査請求について、審理員の指名を適用除外とした上で、同様に審査庁による審理手続を規定の上、行審法第81条第1項又は第2項の機関（個人情報保護審査会等）に諮問することとしている。

※アンケートにおいては、都道府県や政令市において、審理員指名を省略している一方、その他の地方公共団体においては、審理員指名をする例が見られた。審理員指名をする理由として、「審理員による慎重な審理手続を行うことができるため」「専門性のある審理員が審理を行うことができるため」といった理由が多く挙げられた。

- ・開示決定等に係る審査請求の性質を踏まえれば、条例に基づき設置される情報公開審査会等において実質的な審理が行われているときには、審査庁による審理手続は不要ではないかという論点がある。この点、現状の審査庁による審理手続の実施は、行審法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられる。
- ・情報公開条例に基づく処分の審理手続について、不開示決定等に対する審査請

求を審査する機関が条例で別に設置されている場合の、行審法上の審査庁による審理手続と当該機関の審理手続が重複することの扱いについては、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行審法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るところである。現時点においては、そのような審査機関に係る条例の定め方や実務の考え方について十分な集積が得られていない。また、情報公開条例の関係では、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要がある。したがって、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられる。

- ・そのため、まずは行審法の目的の一つである簡易迅速な権利利益の救済の観点を踏まえ、運用上の工夫を行うことが適当である。具体的には、口頭意見陳述の実施や意見書等の提出等は、迅速な審理手続の観点から、審査請求人の同意を得た上で情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促すことや、審査庁と審査会が連名で口頭意見陳述等を実施しているという扱いにするといったことが考えられるため、マニュアル等において示すこととする。

(参考)

○行政不服審査法
(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一～三 略

- 3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

別表第一（第九条関係）

第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
・・・	・・・	・・・
第三十一条第一項	審理員	審査庁
・・・	・・・	・・・

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立

人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2～5 略

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

2.9 口頭意見陳述における代理人の出席制限（行審法31条関連）

- ①論 点：多数の代理人が選任されるケースにおいて、代理人の出席を制限できないため、代理人の出席人数の制限を可能にしてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応>

- ・行審法第31条は、充実した審理を行うため、口頭意見陳述の申立てがあった場合には、全ての審理関係人（審査請求人、参加人及び処分（不作為）庁）を招集して、口頭意見陳述を実施することとしている。

※代理人は、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

※口頭意見陳述において、申立人及び処分庁等だけでなく、「全ての審理関係人」を招集するのは、第5項の規定による質問の実効性を担保するだけでなく、審理員が、口答意見陳述の場において、職権又は審査請求人若しくは参加人の申立てにより、審理関係人への質問（第36条）を適切に行うことを通じて、充実した審理を行うことができるようにするためである。

- ・しかし、実際に多数の代理人が選任された場合、円滑な口頭意見陳述の実施に支障が生じ得る場合や、場所の確保等物理的な問題等も考えられる。

- ・この点、庁舎管理の面や、感染症予防等の観点から、代理人の出席人数の制限は当然に可能と考えられ、そのことが審査請求人の権利を直ちに侵害するとは考えられない。

- ・また、実態としては、アンケートの結果、審査庁が複数の代理人が就いている口頭意見陳述の申立てを受けた件数は極めて少なく、当該審査庁においても、支障は特にないと回答が大半であり、現時点においては特段の対応は要しないものとする。

※なお、円滑な遂行に支障があったとした審査庁においては、あらかじめ代理人に質問したい点について質問書の提出を依頼するといった工夫が行われていた。

（参考）

○行政不服審査法

（代理人による審査請求）

第十二条 審査請求は、代理人によってすることができる。

- 2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(参加人)

- 第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
- 2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。
 - 3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。
 - 4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(審理手続の計画的進行)

- 第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭意見陳述)

- 第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
 - 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
 - 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

2.10 口頭意見陳述における申立人の陳述の制限（行審法31条4項関連）

- ①論 点：申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい内容の陳述を続ける場合であっても、運用上、制限をすることが難しいため、マニュアル等において、陳述を制限できるケースを例示してはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、陳述を制限できるケース（意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等）について、より具体的に例示してはどうか。
- ④個別意見：マニュアル等において、口頭意見陳述の冒頭で申立人に陳述時間を告げることや、机上に時計を置くなどの運用上の工夫により対応している団体があることを紹介してはどうか、という意見もあった。

<対応>

- ・ 報告書の方向性を是として、マニュアル等に記載する。
- ・ 実態としては、ヒアリングやアンケートの結果、口頭意見陳述における申立人の陳述の制限に支障があったという事例は、一部の審査庁において確認された。一方、制限を行った審査庁においては、次のような運用上の工夫が行われており、工夫の方法についてマニュアル等にも記載することとする。
 - ①事前に審査請求人に口頭意見陳述に臨む際の注意事項等を書面で送付。
 - ②実施当日の冒頭、具体例を挙げて陳述を制限する旨をあらかじめ注意する。
 - ③ある程度の発言は許容した上で、審査請求と無関係な発言は止めるように審理員より注意する。
 - ④事前に質問事項を把握するため、審査請求人から質問事項を記載した書面を提出させる。
 - ⑤あらかじめ口頭意見陳述の終了時間を設けること、時間制限があることを申立人に通知する。

※法第31条の口答意見陳述は、「審査請求に係る事件に関する意見」を口頭で主張する機会を保障するための手段であるから、陳述が事件に関係のない事項にわたる場合等には、その機会を保障する必要はない。こうした陳述を許容することは、迅速かつ充実した審理を阻害するおそれもある。そこで、迅速かつ充実した審理を実現するため、こうした場合には、審理員が陳述を制限することを認めている。

※「事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合」とは、当該審査請求の事

件と関係のない事項にわたる場合のほか、意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等をいう。

(参考)

○行政不服審査法

(口頭意見陳述)

第三十一条

- 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

2.11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合（行審法39条関連）

- ①論 点：国が処分基準を改定した際などに争点が共通する事案が大量に請求され審査庁の負担となっていることから、このような事案については手続の一括処理のために審理員指名前の併合ができるようにしてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：審理員が公正・中立な立場から併合・分離についても判断するという制度の在り方そのものに関わる事項であり、5年後見直しの範囲を超えるように思われるが、国と地方との関係に関わる論点でもあることから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

<対応>

- ・行審法上、事案ごとに、当該処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす者を「審理員」として指名し、当該審理員が、公正な立場から、審理手続を行う仕組みとなっている。
- ・また、上記の場合でも、争点を共通とする大量の審査請求など、審理手続を個別に行うよりも当該争点についての審理を一括して行うことが効率的である場合には、行審法第39条により、審理手続を併合することも可能である。

※なお、実態としても、アンケートの結果、併合を行う主体が、原則として審査庁から審理員となったことにより生じた支障は特段見られなかった。

(参考)

○行政不服審査法
(審理員)

第九条

- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
 - 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - 二 審査請求人
 - 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 四 審査請求人の代理人
 - 五 前二号に掲げる者であった者
 - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 七 第十三条第一項に規定する利害関係人

(審理手続の併合又は分離)

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

2.12 弁明書等が提出されない場合の請求の認容（行審法41条2項関連）

- ①論 点：処分庁から弁明書等が提出されない場合、行審法41条2項に請求を認容できる旨を明記すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）（処分庁の主張・立証がなされないことを理由に本当に請求を認容してよいのか判断が難しい、という意見も寄せられている。）
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：行審法41条2項の趣旨を含めて検討する必要があることから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

<対応>

- ・行政不服審査制度は、簡易迅速で公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、不服申立てを契機とした行政の自己反省機能として行政の適正な運営を確保する役割を担っており、審理手続については職権主義をとることとしており、この職権によって証拠調べをすることは当然に認められると解される。
- ・処分庁から弁明書の提出がないことをもって、請求を認容できる規定を設けることは、上述した行審法の趣旨にそぐわないと考える。
- ・なお、処分庁が弁明書等を提出しない場合、当該処分を行ったことに対する理由及び根拠の提示等がないことから、結果として、裁決が認容となることは想定されるところである。

（参考）

○行政不服審査法

（審理手続の終結）

第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたとき認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

2.13 地方議会や審議会等への諮問の是非（行審法43条1項1号関連）

- ①論 点：行審法43条1項1号に該当する場合であっても、金額が僅少な事案や法律専門家に諮問したほうが妥当である事案については、地方議会や審議会等ではなく行政不服審査会に諮問することを許容する仕組みを導入してはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：地方自治制度に関わる事項であり、また、他の法令の制度に関わる事項であることから、5年後見直しの範囲を超えるが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応>

- ・行審法は、審理員が行った審理手続の適正性や、審査庁の判断の妥当性を第三者の立場からチェックし、裁決の客観性・公正性を高めるため、既存の第三者機関が事前・事後のいずれかの段階で関与している等の場合を除き、審査庁に、行政不服審査会等への諮問を義務付けている。
- ・個別法の立法政策として、第三者機関が事前・事後のいずれかの段階で関与することとなっている場合に、その代替として行政不服審査会等に諮問することを可能とすることは、個別法の立法政策の趣旨を踏まえ、当該第三者機関における議論の在り方も含めて検討されるべきものである。一方、第三者機関の関与に重ねて、更に行政不服審査会等へ諮問することは、行審法の目的の一つである簡易迅速が確保されないと考えられることから、行審法上の制度として設けるまでは要しないものと考えられる。

(参考)

○行政不服審査法

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

- 一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

2.14 審理員意見書の送付時期（行審法43条3項関連）

- ①論 点：審理員意見書提出後、行政不服審査会等への諮問までに長期間を要するケースがあり、その間、審査請求人等に審理員意見書が送付されないことから、審理員意見書の送付は提出後「速やかに」なされるよう法律改正すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：諮問を迅速に行うことで対応可能であり、実態及び長期化要因を把握した上で、速やかに諮問を行う運用となるよう、マニュアル等に対応策を記載してはどうか。

<対応>

- ・ヒアリングにおいては、諮問に時間を要する理由として、審査庁において、審理員意見書の内容と審査庁の裁決の方針が異なる場合、意見書の内容に対する反論を準備し、諮問の方針について内部の確認を取るのに時間を要していることが一因であるといった意見が見られた。
- ・審理員意見書の内容と審査庁の裁決の方針が異なる背景としては、審理段階における調査や争点整理が不足している等の要因があることから、仮に、行審法第43条第3項に審理員意見書を「速やかに」送付するという規定を導入しても、それだけでは必ずしも実効性がないと考えられるため、規定の導入ではなく、幹部職員による審理手続の進行管理や審理員・審理員補助者等への研修といった具体的な仕組みを構築する必要がある（論点5.10参照）。

※なお、行審法第43条第3項においては、諮問までに長期間を要しないことを前提に、諮問後に審理員意見書の写しを送付することを規定しているが、諮問に時間を要する場合には、運用上、先に審理員意見書の写しを送付することも可能と解することから、その旨マニュアル等で示すこととする。

（参考）

○令和元年度行審法施行状況調査

審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの
国：37件（18%）
地方：418件（30.7%）

（注）処理期間が1年以上の案件のうち、それぞれ審理員審理を行った、205件（国）、1,363件（地方）についてのものであり、複数回答のため重複あり。

○行政不服審査法
第四十三条

- 3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

2.15 裁決の時期（行審法44条関連）

- ①論 点：審理員意見書の提出又は答申の後、審査庁が裁決をするまでの間に長期間を要する事例があることから、現行の「遅滞なく」を「速やかに」に法律改正すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：実態及び長期化要因を把握した上で、遅滞なく裁決を行う運用となるよう、マニュアル等に対応策を記載してはどうか。

<対応>

- ・ヒアリングにおいては、裁決に時間を要する理由として、行政不服審査会等からの答申の結論が、審理員意見書や審査庁の諮問内容と異なる場合、審査庁の担当課において実務への影響も含めた検討を行う必要が発生し、裁決までに時間を要することがあるといった意見が見られた。このように、裁決の判断は、単純な事件から複雑な事件まで様々であり、行政としての最終判断であることを考慮し、「直ちに」及び「速やかに」のいずれでもなく、「遅滞なく」と規定している。
- ・また、答申の結論が審理員意見書や審査庁の諮問内容と異なる背景としては、審理段階における調査や争点整理が不足している等の要因があることから、仮に、行審法第44条を、裁決を「速やかに」行うという規定に改正したとしても、それだけでは必ずしも実効性がないと考えられるため、幹部職員による審理手続の進行管理や審理員・審理員補助者等への研修といった具体的な仕組みを構築する必要があると考えられる（論点5.10参照）。

（参考）

○令和元年度行審法施行状況調査

行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。

国：95件（46.3%）

地方：676件（49.6%）

（注）処理期間が1年以上の案件のうち、それぞれ審理員審理を行った、205件（国）、1,363件（地方）についてのものであり、複数回答のため重複あり。

○行政不服審査法

（裁決の時期）

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

公正性の向上に関する論点

3.1 審査庁の調査権限（審査庁関係）

- ①論 点：審査庁の調査権限に関する規定がなく、審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になる場合や、「現時点で棄却すべきでない」旨の答申がなされた場合に、対応が困難であるため、審査庁の調査権限を認めるか、一定の場合には審理員を再指名することができるようにしてはどうか。
- ②結 論：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：平成26年改正の趣旨を踏まえつつ、法令改正を含めて審査庁の調査権限について検討すべきではないか。
- ④個別意見：審査庁には当然調査権限があるとも考えることもできるのではないかと、という意見もあった。

<対応>

・審査庁は、審理員意見書及び行政不服審査会等の答申を踏まえた裁決を行うに当たり、当然に必要な調査を行うことができるものと解される。

・審理員の再指名については、審理員意見書の提出前においては、除斥事由に該当することが判明した場合など限定的な場合に行うことが適当であり、行審法が想定しているところではない。審理員意見書の提出後、「現時点で棄却すべきでない」といったように、審理をやり直すべき旨の行政不服審査会等の答申が出されることは、行審法の想定しているところではないものの、審査庁において調査の上、対応するものである。

※仮に審理員の再指名を行うことができるという解釈とすると、審査庁にとって不都合な意見書を出そうとしている審理員を、審査庁の判断によって交替させるなどの不適切な運用も懸念される。

・上記を踏まえ、マニュアル等において、審査庁による調査を行う場合の運用方法について、具体的に示すこととする。なお、実態として、アンケート結果では、調査権限を行使した例として、以下のようなものがあった。

- ①審査請求期間を超過して審査請求書が提出された場合に、「正当な理由がある場合」に当たるか否かを確認するとき。
- ②争点となっている事項について審理員意見書に記載がなく、諮問前に当該事項について調査を行うとき。
- ③答申を踏まえて裁決する際に、補充調査が必要なとき。

3.2 調査結果の書面化の義務付け等（行審法33-36、74条関連）

- ①論 点：口頭意見陳述の結果や審理員又は審査会による調査の結果の書面化に関する規定がないことから、どのような場合にどの程度の書面化をすべきか、また、書面化した結果について職権により閲覧・謄写を認めることや当事者に職権交付することが許されるか、明確にしてはどうか。
- 特に、職権調査事項については恣意的な運用がなされる懸念があることから、職権調査の結果の書面化と当事者への職権交付を義務付けるべきではないか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、いかなる場合に書面化をし、当事者に通知して職権による閲覧・謄写を認めるべきか又は職権により交付すべきかについて、基準を示してはどうか。また、調査結果の義務付けについては、一律に書面化を義務付ける必要まではないと考えられるが、恣意的な運用がなされる懸念が示されており、公正性に深く関わる論点であることから、本会において対応の要否を含めて検討されたい。
- ④個別意見：職権調査事項の書面化については、簡易迅速性の確保と審査請求人の利益を勘案して慎重に検討する必要がある、という意見もあった。

補足説明

口頭意見陳述や審理員又は審査会による調査の結果が審理員意見書や答申の判断の基礎となっている場合、その内容が書面化されていなければ、審査会や審査庁において当該判断の当否について検証することができないため、判断の基礎となる内容については、書面化した上で、審査会や審査庁に送付すべきではないか（論点5.7も参照）。

また、書面化したもののうち、特に重要と認められるものについては、不意打ち防止の観点から、当事者に職権で交付し、当該結果について意見を述べる機会を保障すべきではないか（論点3.5も参照）。（田中 良弘）

<対応>

- ・調査結果の全てについて書面化することは、審理の簡易迅速性との関係で支障が生じるとともに、制度として義務付けることは、行審法は、訴訟とは異なり、審理手続については職権主義をとることとしていることもあり、運用上、柔軟

に対応することが必要な場合に支障が生じるおそれがある。

- ・また、行審法上、「提出書類等」の閲覧・交付の請求を、審査請求人又は参加人の権利として定めており、当該権利については、審理員（審査庁）又は行政不服審査会等から積極的に案内されるべきである。一方、審査請求人又は参加人から請求がない場合、「提出書類等」以外の書類等である場合、審査請求人又は参加人以外の相手（審査庁や処分庁など）に送付する場合等であって、審理員（審査庁）や行政不服審査会等の自らの判断により、審理の遂行上、審査請求人等や処分庁が知っていることが望ましい情報（審理員意見書、答申書及び裁決の判断の基礎となる内容）であると判断した際は、上記にかかわらず、職権で閲覧・交付を行うことが望ましい。

※職権で閲覧・交付を行う場合であっても、必要に応じて提出人の意見等を聞く等の配慮を行うことが望まれる。また、その場合には、本手続による手数料を徴収することはできないことに留意し、その旨もマニュアル等に明記する。

- ・したがって、報告書の方向性を是とし、審理員意見書、答申書及び裁決の判断の基礎となる内容に係る書面化の在り方、審査請求人等への提示及び職権交付の在り方について、審査請求人等にとって不意打ちとならないような運用となるよう、マニュアル等で具体的に示すこととする。

※アンケートにおいては、職権により閲覧・交付を行っているものとして、口頭意見陳述の結果（議事録）、職権調査の結果、審査関係人からの主張書面等といったものが挙げられた。

（参考）

○行政不服審査法
（弁明書の提出）

第二十九条

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

（口頭意見陳述）

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 略

（証拠書類等の提出）

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 略

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認められる者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2～6 略

(意見の陳述)

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 略

(主張書面等の提出)

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者

の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2～5 略

○行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年五月二十日衆議院総務委員会)

四 審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写について、審理の簡易迅速性の要請も踏まえつつ検討を行うこと。

○行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年六月五日参議院総務委員会)

四、証拠書類の閲覧・謄写については、審理手続における審査請求人の権利の拡充や透明性の向上を踏まえ、適切な主張・立証ができるよう、審理関係人又は参考人の陳述内容が記載された文書の閲覧、謄写等について、今後とも検討すること。

3.3 第三者に対する物件提出等の義務付け（行審法33、74条関連）

- ①論 点：第三者に物件の提出等を求めても、「根拠がないため本人の同意がないと提出できない」として提出を拒まれるケースがあることから、提出を義務付けてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：他の行政調査との整合性や訴訟手続との関係も問題となるため、5年後見直しの範囲を超えると考えられるが、複数の団体から要請があったことから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。

<対応>

- ・平成26年法改正の際の整理としては、審査請求人や審査請求の当事者ではない審理の第三者である所持人に提出義務を課すまでは重すぎると考えられたため、積極的な協力を期待し、「求めることができる」ととどめられたもの。
- ・実態として、アンケートの結果、物件等の提出を拒まれた事例も一部に見られたところであるが、個人情報取扱いの点で提出を拒まれるような場合には、例えば、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法上[※]、本人の同意がある場合や、社会通念上客観的に見て合理的な「相当の理由」があるときには、利用目的外に提供できる規定もあること等から、第三者からの提出を促進できるよう、上記の内容をマニュアル等に記載することとする。

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（地方公共団体も対象）においても同様の規定あり。

（参考）

○行政不服審査法

（物件の提出要求）

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

（審査会の調査権限）

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 略

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 略

3.4 審理員による争点整理等（行審法37条関連）

- ①論 点：審理員の争点整理や難解な争点に対する判断が不十分であり、審理員が法律専門家等に照会できる制度を導入してはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、処分の要件充足性の判断や事実認定に関する審理の在り方について記載してはどうか。
- ④個別意見：体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・審理員審理の質の向上のため、審理手続や争点の整理の方法等に係る具体的かつ実践的な研修を設ける（論点5.10参照）。

3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写（行審法38、78条関連）

- ①論 点：口頭意見陳述や職権調査の結果については、閲覧・謄写に関する規定がないが、審理員や審査会に提出された書類や資料等と同様に閲覧・謄写を認めるべきではないか。(士業団体からの提案あり。)(附帯決議事項)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、口頭意見陳述や職権調査事項の結果について、申立人に通知した上で希望があった場合には職権による閲覧・謄写を認め、また、審理員や審査会が特に重要と判断するものについては職権で交付する、などの対応を記載してはどうか。
- ④個別意見：法令改正を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等（行審法 33-36、74 条関連）」参照。

3.6 職権による提出書類等の交付（行審法38、78条関連）

- ①論 点：提出書類等を職権で送付できる旨の明文規定がなく、明確化してはどうか。（一部の地方公共団体からは、職権による送付は手数料条例の潜脱になるおそれがあるのではないかと、という意見も寄せられている。）（附帯決議事項）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、職権による交付が許容される旨を明記してはどうか（現行のマニュアルは、職権による交付等が「一律に排除されるものではない」と記載）。また、手数料条例との関係について、審理員や審査会が公正な審理・審査の観点から特に必要と認めて職権で交付することは、閲覧・謄写について手数料を定めることと抵触しないことを記載してはどうか。
- ④その他：法令改正による明文化を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等（行審法 33-36、74 条関連）」参照。

3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化（行審法42、50、79条関連）

- ①論 点：審理員意見書や答申書、裁決書において、処分の要件充足性についての判断が記載されていない事例や、処分庁が主張している一事をもって事実認定をしている事例があることから、審理員意見書や裁決書にこれらの記載を義務付けてはどうか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、審査請求人の主張に関わらず処分の要件充足性については審理した上で判断を審理員意見書や答申書、裁決書に記載すべきことや、事実認定にあたっては主張と証拠を区別すべきこと及び判断の前提となる重要な事実認定の根拠となった証拠書類については審理員意見書や答申書、裁決書に明記すべきことを記載してはどうか。
- ④個別意見：審理員や審査会、審査庁の質の確保や能力の向上という体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

補足説明

客観的に処分の要件充足性が認められるとしても、裁決書や答申書、審理員意見書に、①いかなる事実関係に基づき当該処分が要件を充足していると判断したのか、及び②当該事実関係をいかなる証拠から認定したのかが記載されていなければ、手続の公正性に疑いを抱かれるおそれがある。

また、「処分が違法に行われたと認めるに足りる証拠はない」などと記載している裁決書等も見受けられるが、弁論主義が適用される訴訟と異なり、審査請求手続においては、処分の違法性についての立証責任が審査請求人にあるかのような記載は妥当とはいえないのではないかと。（田中 良弘）

<対応>

- ・ 審理員意見書、答申書・裁決書の質の向上のため、総務省において、各士業団体から専門的な観点からの協力も得ながら、様式等を作成の上、審査庁の職員に対し、定期的・継続的に具体的かつ実践的な研修を設ける（論点5.10参照）。
- ・ その際、行審法は職権主義をとっていることを前提に記載の在り方を検討する。具体的には、審査請求人・処分庁の主張に加え、必要に応じた独自の調査等による事実関係等の把握を行った上での処分要件に関する判断やその判断に至った経緯等について明らかにすること等に留意する。

3.8 裁決書の審査会への送付（行審法51条関連）

- ①論 点：裁決が公表されておらず審査会に対して送付もされないことから、答申の結果がどうなったのか審査会が知ることができず、公正性が検証できないことから、審査会に対する裁決の送付を義務付けてはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：公正性の担保や審査会の経験・ノウハウの蓄積の観点から、裁決書を審査会に対して職権で送付するようマニュアル等に記載してはどうか。
- ④個別意見：法令改正により裁決書の送付先に審査会を追加することを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・行政不服審査会等は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、審査庁の諮問機関として設けられたものであり、行審法上、裁決書の送付を義務付けることまでは要しないと考えられるものの、特に答申と異なる裁決を行った場合など、その後の類似案件に係る行政不服審査会等の審議において参考にすることが、充実した審議を行う上でも望ましいものと考えられる。
- ・そのため、行政不服審査会等へ審査庁から裁決の内容の提供がなされるよう、マニュアル等において示す。

※アンケートにおいても、行政不服審査会等から裁決書の送付が求められている場合には、審査庁は送付している状況が見られた。

(参考)

○行政不服審査法

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の手相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（公表）

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

3.9 審査会の調査対象に処分庁を明記（行審法74条関連）

- ①論 点：行審法74条所定の「審査関係人」に処分庁は含まれないが、審査会による調査の多くは処分庁に対するものであることから、調査対象として処分庁を明記すべきではないか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：行審法74条所定の「相当と認める者」に処分庁が含まれることから対応が必要とはいえないが、このような提案がなされていることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応>

- ・行政不服審査会等においては、審理員による審理手続など、審査庁がこのような判断に至るまでの過程の適正性を含め、審査庁の判断の妥当性について調査審議を行うことになるため、審査関係人（審査請求人、参加人及び審査庁）に対する調査を想定し、これらが明記されているものである。

- ・処分庁についても、「相当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査」として、資料の作成及び提出を求めると等が可能であることから、上記の趣旨も踏まえれば、特段の明記は不要と考える。

（参考）

○行政不服審査法

（審査会の調査権限）

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めると、相当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

3.10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等（行審法78条関連）

- ①論 点：審査会において適正な調査審議が行われたのかが答申書の記載からは明らかでない事例があることから、公正性を担保するため、調査審議の有無と内容について答申書に記載することを義務付けてはどうか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、審査会における職権調査の有無及び内容を明記するよう記載してはどうか。
- ④個別意見：審査会の質の確保や能力の向上という体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・事実認定及びその根拠といった具体の記載が不足している事例が見られることから、答申書の質の向上のため、一般的に記載が望ましい内容・構成等について検討の上で明確化し、様式を作成する等の措置を講じる（論点5.10参照）。

（参考）

○行政不服審査法

（答申書の送付等）

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

3.11 裁決の公表の義務付け等（行審法85条関連）

- ①論 点：裁決の公表をしていない団体が多く、公正性が確保できているか検証できないため、裁決についても公表を義務付けるべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、できる限り総務省の裁決・答申データベースに掲載するなどして裁決を公表することが望ましいことを記載して公表を促してはどうか。
- ④個別意見：法令改正により公表を義務付けることを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

補足説明

行政運営における透明性の向上という観点から、行審法 85 条にいう「裁決等をする権限を有する行政庁」のうち、過渡的措置として、国が審査庁となるものについては、プライバシー情報等に配慮した上で、「裁決等の内容」のうち裁決に限り裁決そのものの公表を義務付けることとしてはどうか。

（折橋 洋介）

<対応>

- ・不服申立ての対象となる行政庁には、国の行政機関のほか、民間団体や地方公共団体等、多様な機関が含まれ、その実情も様々であることや、裁決等の内容の公表についての事務負担等に鑑み、努力義務にとどめている。

※また、裁決そのものではなく、「裁決等の内容」について公表を行うこととされている。

※審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立てにつき裁決、決定その他の処分をする権限を有する行政庁が、行審法第85条の対象である。

- ・裁決内容を公表していない理由については、ヒアリング及びアンケートにおいて、個人情報、プライバシーに配慮するため、個人情報等をマスキング・匿名化等する作業に時間を要するため、公表する内容や処理状況についての実施要領等が不明であるため、答申の公表で足りるため、国民の予見可能性に資する事案がないため、審査請求人が裁決の内容が公表されることに拒否感を示した例があったため、多数の不服申立てに対応する必要があるため等といった意見が見られた。

※一方、公表を行っている場合には、公表されることを前提に、審理員意見書の段階からできるだけ個人情報を載せないように作成する、(答申の公表の場合に) 事前に匿名化等の作業マニュアルを定めておくといった工夫事例も見られた。

- ・国民に対する説明責任を果たすことや、不服申立てをしようとする者の予見可能性を向上させるという法の趣旨を踏まえ、裁決等の内容の公表を引き続き促進することが必要である。その際、基本的には、裁決書等の記載に沿って、結論だけでなく、それに至った事実関係や理由等を示した形で公表を行うことが望ましい。
※明らかな不適法却下の場合など国民の予見可能性に資さない事案といった場合には、この限りでない。
- ・一方、審査庁の事務負担等との観点も考慮し、仮に全ての不服申立てについて上記により難しい場合、まずは、①行審法上、裁決の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる場合には、(裁決書においてその理由を示すことされている趣旨も踏まえ、) 適正な処理が行われていることを検証する観点から、特に積極的な公表を行うことが求められる。
- ・また、②マスキングや匿名化等の検討に時間を要するといったことが理由の場合であって、既に匿名化等の作業を行い、公表されている答申を元に裁決が出されている場合は、答申書が匿名化等の作業を行い、公表されていることから、裁決書についても、それを踏まえた加工を行うことで、支障がなくなるものと考えられる。
- ・①②以外のものについては、審査請求の趣旨、審査請求の対象となった処分やその根拠法令、結論など、項目を限定して公表するといった対応も考えられる。
- ・総務省は、審査庁において円滑な公表に資するマニュアルを作成し、行政不服審査裁決・答申データベースを活用しながら公表することが望ましいことを示すこととする。

(参考)

○行政不服審査法
(公表)

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

3.12 審査庁に対する事案に関する情報提供の義務付け等（処分庁関連）

- ①論 点：審査請求後に、処分庁が原処分を職権で取り消したり、実質的に原処分の取消に相当する新たな処分をしたりしたにもかかわらず、当該事実を審査庁に知らせないため、不適切な処理がなされるケースがあることから、審査庁に対する情報提供義務を処分庁に課すべきではないか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、処分庁は審査請求後の事情変更について審査庁に情報提供をすることを記載するとともに、弁明書の提出を求める際にその旨を処分庁に伝えることを推奨してはどうか。

<対応>

- ・報告書の方向性を是として、マニュアル等に記載する。

国民の利便性の向上に関する論点

4.1 審査請求期間の更なる延長（行審法 18 条関連）

- ①論 点：審査請求に先立ち情報公開請求により処分基準を入手する必要がある事案等においては、審査請求期間を 3 月から更に延長すべきではないか。（士業団体からの提案あり）
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応>

- ・処分基準は、行政手続法第12条により、公にしておくよう努めなければならないこととされており、必ずしも情報公開請求が必要となるものではない。
- ・平成26年の法改正において、審査請求人の不服申立ての機会を保障することと、審査請求に対応する行政運営上の合理的負担等^{*}とを勘案し、旧法の60日を3か月に延長しているものであり、特段の事情変更もない中で、更なる延長を行うことまでは要しないと考える。

※審査請求は、訴訟より簡易に行うことができること、審査請求期間を長期化することは、処分の効果の早期安定を損なうおそれがあるほか、処分から審査請求までの期間が長期化することは、事情の変更等により正確な事実認定が困難になるなど審査請求の審理も遅延し、かえって審査請求人の利益を損なうおそれもあることなどを考慮したものの。

（参考）

○行政不服審査法 （審査請求期間）

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2・3 略

○行政手続法 （処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

4.2 オンラインによる審査請求（行審法19条関連）

- ①論 点：オンラインでの審査請求を推進すべきではないか。（土業団体からの提案あり）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：現在もデジタル手続法に基づき、オンラインによる請求も可能であることから、その旨をマニュアル等に明記するとともに、土業団体を含む国民に対して周知してはどうか。

<対応>

- ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）に基づき、制度上は既に可能となっている。
- ・オンラインによる審査請求の受付に関しては、マニュアル等にも記載しているところであり、審査庁において個々の手続件数、費用対効果、システム整備方針等を踏まえ、各審査庁において判断すべきものである。

（参考）

○行政不服審査法

（審査請求書の提出）

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出しなければならない。

2～5 略

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 略

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 略

4.3 執行停止に関する手続の整備等（行審法25、82条関連）

- ①論 点：処分時に審査請求に関する教示に加えて執行停止に関する教示も義務付けるべきではないか。（士業団体からの提案あり）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、処分時に執行停止についても教示するよう促すとともに、教示文の書式について提供してはどうか。

<対応>

- ・行審法第82条においては、①不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間の教示を義務付けている。これは、不服申立て期間が経過してしまうと、その取消し等を求めて、不服申立てができなくなるという重大な効果を生ずるとともに、個々の不服申立ての意向の有無に限らず処分の相手方に一律に教示するべきものと考えられることから、特に行審法上において規定したものである。
- ・執行停止の申立てについては、個別の事案に応じて、行政庁から情報提供を行うことが望ましいものもあると考えられることから、報告書の方向性を是として、マニュアルやパンフレット等において、利用する場合の具体例や、執行停止が有効なものについては積極的に情報提供を行うことを示すなど、適切に情報提供できるよう工夫する。

（参考）

○平成28年度施行状況調査

国：執行停止の申立てがあったもの 16件（審査請求・処理済8317件中）

地方：執行停止の申立てがあったもの 42件（審査請求・処理済6410件中）

○行政不服審査法 （執行停止）

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4～7 略

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て

(以下この条において「不服申立て」と総称する。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

- 3 略

4.4 オンラインによる口頭意見陳述の促進（行審法31条関連）

- ①論 点：オンラインによる口頭意見陳述を推進すべきではないか。（施行規則1条所定の「当該審理に必要な装置が設置された場所」は出先機関を想定しており審査請求人の自宅等は指定できないのではないかと、という懸念が示されている。）（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、審査請求人の自宅等を指定することが可能であることや、その際の本人確認の方法を例示してはどうか。
- ④個別意見：民間のアプリ等を利用することについては、セキュリティ上の懸念を示す意見もあった。

<対応>

- ・行審法施行令第8条の「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法」として、いわゆるウェブ会議システム又はテレビ会議システムを整備している場合、審査請求の事案に応じ、場所として会議URL又はウェブ会議などの中継場所等を指定してオンラインで実施するといった、審査請求人又は参加人の利便性に配慮した対応をとることもできる旨をマニュアル等で明示しているため、対応済みである。

※口頭意見陳述の非公開性やセキュリティの確保に十分に留意する必要がある。

（参考）

○行政不服審査法 （口頭意見陳述）

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3～5 略

○行政不服審査法施行令

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第八条 審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審理を行うことができる。

○行政不服審査法施行規則

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第一条 行政不服審査法施行令（以下「令」という。）第八条（令第十八条及び第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によって口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項に規定する場合において処分庁等が審査庁であるときにあつては審査請求人及び参加人、再調査の請求にあつては再調査の請求人及び参加人。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（法第九条第三項に規定する場合にあつては審査庁、再調査の請求にあつては処分庁、再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあつては再審査庁）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

4.5 不服申立てに関する教示の徹底（行審法82条関連）

- ①論 点：処分庁が教示文の記載されていない書式を用いている事例があり、教示義務の履行の徹底を促すべきではないか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：処分時の教示文について、マニュアル等に書式を掲載してはどうか。

<対応>

- ・処分庁に対する周知徹底が不十分であるものと考えられることから、報告書の方向性を是として、マニュアル等に書式を掲載する。

（参考）

○行政不服審査法

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

- 第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
 - 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならない。

4.6 個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供（行審法84条関連）

- ①論 点：審査庁に個別案件の処理状況を問い合わせても回答が得られないため、審査請求人等に対する情報提供を義務付けてはどうか。（土業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等を用いて行審法84条所定の「必要な情報」に当該案件の処理状況が含まれる旨を明記するとともに、同条の趣旨等について審査庁に周知してはどうか。また、行審法84条は「求めに応じ」と規定しているが、職権での情報提供を禁止する趣旨ではないことも明記してはどうか。
- ④個別意見：行審法84条の「不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ」を、「不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ又は職権で」とする法令改正を検討してもよいのではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・行審法第84条に基づき、審査庁は、審理手続終結時期の見通し等について、求めに応じ、情報提供に努めなければならないとされており、報告書の方向性を是として、行審法第84条の趣旨の周知を行う。なお、審査庁は、当然に行審法第84条の規定によらず、処理状況について情報提供を行うことが可能である。
- ・また、不服申立人に対して、不服申立ての方法、審理手続の流れ及び口頭意見陳述等の権利等について案内をするためのパンフレットを作成し、処分時に渡すこととする等の措置を講じる。

（参考）

○行政不服審査法 （情報の提供）

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

4.7 審査請求人に対する士業団体等の紹介（行審法84条関連）

- ①背景：審査請求人に士業団体等を紹介することが情報提供の一環として許容されることを明確にしてはどうか。（地方公共団体から、代理人を付したほうがよいと考えられる事案であっても、審査請求人を誘導することになるため士業団体を紹介することができないのではないか、という懸念が示されている。）
- ②結論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、法テラスや行政書士会を紹介することが行審法84条所定の「必要な情報の提供」に含まれる旨を明記してはどうか。
- ④意見：上記4.6④記載のとおり、行審法84条を「求めに応じ又は職権で」とする法令改正を検討してもよいのではないかと、という意見もあった。

<対応>

- ・行審法第84条に基づき、「必要な情報」として提供される情報は、不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、各行政庁において判断されるものであるが、審査庁からの士業団体等の紹介についても、各行政庁が、個別事案における必要性を判断の上、行うものであるため、一律に示すことは適さないと考える。
- ・なお、審査庁は、当然に行審法第84条の規定によらず、自ら必要な情報提供を行うことも可能である。

（参考）

○行政不服審査法 （情報の提供）

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

その他の論点

5.1 非開示情報の閲覧・謄写（行審法 38 条関連）

- ①論 点：情報公開請求等では開示の対象とならないものについても開示の対象となり得ることから、非開示情報に該当する情報については開示してはならない旨の規定を設けるべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：審理手続の性格から、直ちに対応が必要とまではいえないが、情報公開法や情報公開条例との整合性が問題となることから、本会において対応の可否を含めて検討されたい。
- ④個別意見：情報公開法上の不開示情報など一般的に開示すべきでない情報については不開示とすることをマニュアル等に記載してはどうか、という意見もあった（現行のマニュアルは、閲覧等を拒むことができる「正当な理由」として、個人情報保護法や個人情報保護条例の不開示事由が含まれている場合を挙げるにとどまる）。

<対応>

- ・行審法第38条の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」は、個別具体の事案に応じ、審理手続の遂行への支障等の個別の事情を踏まえ、審理員が判断する必要があるものであり、一律に閲覧、交付の対象外とする事項を定めることは、充実した審理手続の実現の観点からは望ましくないため、報告書の理由のとおり、ただちに規定を設けるといった対応は要しないと考えられる。
- ・なお、一例として、例えば、第三者の個人情報が含まれている場合など、行政機関個人情報保護法第14条各号や個人情報保護条例に規定する不開示事由と重なるもの等が想定されると解されており、また、実態として、アンケート結果においては、これらのほか、情報公開条例における不開示事由や、事務負担が過大（対象となる資料が膨大かつ整理されていない場合等）であって、審理手続の遂行に支障を来す場合が挙げられていることを踏まえ、マニュアル等で、より明確化する。

（参考）

- 行政不服審査法
（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

5.2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否（行審法43条1項関連）

- ①論 点：審査庁が教育長である場合に、地方公共団体の長ではないことから、行審法43条1項の文言上、諮問先が存在しないため、改正すべきではないか。
- ②結 論：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：平成26年の行審法改正時に想定されていなかった論点であり、法令改正により、審査庁が教育長等の場合であっても地方公共団体の長の場合と同様に諮問できるようにすべきではないか。

<対応>

- ・行審法第43条第1項柱書上、審査庁が「主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合」、「審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）」以外の場合には、行政不服審査会等への諮問義務はない。

※諮問義務がない審査庁の具体例：会計検査院、委員会、人事院、審議会等

- ・審査庁が大臣や首長等以外の場合に行政不服審査会等への諮問を義務付けていない理由としては、①審査庁が議会や委員会である場合には、選挙で選ばれた議員や委員の選任等に特別の配慮が払われ、公正かつ慎重に判断が行われることが制度上担保されていること、②審査庁となる主体には、独立行政法人、特殊法人、民間団体等といった様々な場合が想定されるが、このような団体等に処分権限を与えることとした個別法の立法政策を尊重すること等といった趣旨がある。

※現状、行審法上、諮問が義務付けられていなくとも、処分の特性に応じ、個別法において審査請求先を大臣や首長に定めるような場合等も見られる。（例：独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第35条第2項、独立行政法人都市再生機構法第23条第1項、地方自治法第229条第1項）

- ・アンケート結果においては、行政不服審査会等への諮問が除外されて支障がある場合として、教育長や地方公営企業の管理者といった回答があった。いずれも従前から、個別の処分について審査請求先が定められている場合を除き、一般的な審査請求先について条文上の明記はなく、解釈に委ねられてきたところである。

※なお、条例に基づく処分については、当該条例により、処分権限を付与した趣旨に応じ、条例で審査請求先を定めることが可能である。

・教育委員会や地方公共団体の長の権限に属する事務については、その一部について、地方教育行政法や地方自治法に基づき教育長に委任することが可能である。当該事務の委任先である教育長については、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命するものであり、教育委員と同様の手続を経て選任される。

・地方公営企業の管理者については、管理者は地方公営企業法第8条第1項各号により長の権限として留保されたもの等を除き、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関して地方公共団体を代表する権限を有する。また、地方公営企業の合理的・能率的経営を図るため、地方公共団体の長の管理者に対する一般的指揮監督権は排除され、長は特定の場合に限り、管理者に対して必要な指示をすることができるものとされている。

※最高裁判所第二小法廷判決令和3年1月22日においても、地方公共団体の長の管理者に対する一般的指揮監督権が排除されていること等を理由に、管理者には上級行政庁がないものとされている。

※行審法上、諮問義務がかけられていない公営企業型地方独立行政法人（地方独立行政法人であって、地方独立行政法人法第21条第3号に掲げる業務を行うもの）との整合性の観点も留意する必要がある。

※なお、一般にある程度の件数が想定される情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求の場合、通常、地方の情報公開審査会等への諮問手続が整備されている。

・上記のとおり、教育長については一部の事務について教育委員会から権限を委任されている実態もあると考えられることや、地方公営企業の管理者についてはその行う処分の分野が限られたものであると考えられ、かつ、経営上の判断との調整をする必要があることなどの特殊性を踏まえ、個々の制度の観点から検討を加える必要があると考えられる。さらに、公正性の確保の観点から重大な問題に至った事例も把握するに至っていない。したがって、現時点では、総務省には、実務を注視しつつ、引き続き個々の制度の観点も踏まえ、検討することを求める。

(参考)

○行政不服審査法

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第

一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一～八 略

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
(審査の申立て等)

第三十五条 略

2 拠出金の督促及び滞納処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

○独立行政法人都市再生機構法
(審査請求)

第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、他の法令により審査請求ができないこととされているものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

○地方自治法

第八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2～5 略

(行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2～4 略

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 略

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

○地方公営企業法

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（管理者の地位及び権限）

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 予算を調製すること。
 - 二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
 - 三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
 - 四 地方自治法第十四条第三項並びに第二百二十八条第二項及び第三項に規定する過料を科すること。
- 2 略

（管理者と地方公共団体の長との関係）

第十六条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる。

○地方独立行政法人法

（企業の経済性の発揮）

第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。）は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない。

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一・二 略

三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）

ロ 工業用水道事業

ハ 軌道事業

ニ 自動車運送事業

ホ 鉄道事業

ヘ 電気事業

ト ガス事業

チ 病院事業

リ その他政令で定める事業

5.3 全部認容相当や却下相当の場合の諮問の可否（行審法43条1項関連）

- ①論 点：地方公共団体から、行審法43条1項の規定からは、1項各号に該当する場合は諮問できないのかが必ずしも明らかでないため、全部認容相当や却下相当の場合であっても念のために行政不服審査会に諮問できることを明確にしてはどうか。（行審法43条1項との抵触を懸念して、却下相当と考えている場合であっても、審査庁の意見を「棄却相当」と記載して諮問するといった手法をとっている団体もある。）
- ②結 論：法令改正の可否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：現行法の解釈が分かれており、かつ、多くの団体から要請があることから、法令改正の可否を含めて本会において検討されたい。
- ④個別意見：諮問の必要がないにもかかわらず諮問することは審理の長期化を招き不適切と考えられることから慎重に検討すべきではないか、という意見もあった。

<対応>

- ・不服申立てを全部認容する場合、行審法の目的である行政庁の違法又は不当な処分により侵害された国民の権利利益の救済が実現されることから、行政不服審査会等の諮問手続を経る意義に乏しい。（また、諮問手続を経ることにより、その分、救済までの時間を要する。）
- ・不服申立てを却下する場合、審査庁において、不適法であること（例：審査請求期間外の審査請求、処分や不作為に該当しないものに対する審査請求、不服申立適格を有しない者からの審査請求など）を判断したものであり、審理手続も行われなことから、行政不服審査会等の諮問手続を経る意義に乏しい。
- ・上記を踏まえれば、行審法は迅速な手続も一つの目的としており、必要と認められない場合に、行審法に基づく行政不服審査会等への諮問手続を経ることとするのは、裁決の遅れにつながることから、運用上も望ましくないと考えられる。

※なお、判断が困難な場合に、運用上、有識者（専門家）に意見を聞くことは、当然妨げられるものではない。

（参考）

○行政不服審査法

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分^{の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。}）

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

5.4 義務付け裁決の在り方（行審法 46 条 2 項関連）

- ①論 点：調査の結果、義務付け裁決がなされた事案は少ないのが現状であり、義務付け裁決の利活用が進む手当を取るべきではないか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：対応が必要とはいえないが、調査の結果について論点として本会に伝える必要がある。

補足説明

新法における目玉の一つであるこの仕組みが十分に活用されていないとすれば、その原因を明らかにする必要がある。適した事例が少ない、手続外で救済が実現されているということであればともかく、仕組みに問題があるとすれば、法改正も含めた検討が必要であろう。（大江 裕幸）

<対応>

- ・ヒアリングでは、審査庁が審査請求に係る資料のみから処分庁に対する処分等の義務付けまで判断することには限界があるといった指摘があった一方、処分庁が審査庁となる情報公開請求に対する審査請求では、義務付け裁決が有効・適切であるといった意見があった。また、アンケート結果からは、義務付け裁決を検討した事案の大半において実際に義務付け裁決がなされた事実が確認でき、義務付け裁決が必要・適切な事案においては、適切に活用されていると評価できる。

※なお、マニュアル等において事例の横展開をすることで、一層の活用促進を図る。

- ・なお、情報公開・個人情報保護関係以外の義務付け裁決の例としては、以下のものがあった。

- ①条例に基づく、ひとり親家庭等医療費支給対象者認定の取消処分について、当該処分は生活実態等の個別の事情を十分に考慮しないまま行われた違法なものであるとして請求を認容し、行審法第 46 条第 2 項第 2 号の規定により、審査請求人に対し本件申請に係る受給者証を交付する処分をするほか、審査請求人及び本件児童が本件条例の規定により医療費の支給を受けることができる者であることを前提とした必要な措置を採ることとした事例。
- ②特許法第 112 条第 1 項所定の追納することができる期間内に特許料及び同額の割増特許料を納付することができなかつたことについて、同法第 112 条の 2 第 1 項所定の「正当な理由」があるとはいえないとして特許庁長官がし

た手続却下処分は違法であるとし、行審法第46条第1項の規定により、本件却下処分を取り消す旨裁決するとともに、処分庁として、同条第2項第2号の規定により、本件納付書に係る手続を認容するとした事例。

(参考)

○令和元年度行審法施行状況調査

国：認容1,395件のうち、法第46条第2項各号・第49条第3項各号に基づき、一定の処分をすべきものと認めて、措置を講じた件数は、52件

地方（都道府県、政令市）：認容463件のうち、法第46条第2項各号・第49条第3項各号に基づき、一定の処分をすべきものと認めて、措置を講じた件数は、56件

○行政不服審査法

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

5.5 裁決書の個人情報等の秘匿（行審法 51 条関連）

- ①論 点：裁決書は審査請求人以外の者にも送付されることがあるが、その結果、情報公開請求等においては開示されない情報が第三者に開示されてしまうおそれがあるため、裁決書における個人情報の秘匿を検討すべきではないか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：審査請求人の氏名については法令上裁決の記載事項ではないことから、審査請求人の氏名を匿名化した裁決書もあり得ることをマニュアル等で周知してはどうか。
- ④個別意見：審査請求人の氏名以外についても問題となりうることから、法令改正を含めて検討してはどうか、という意見もあった。また、争訟手続であることに鑑みると、審査請求人の匿名化は困難ではないかとの考えもあり得るため、単純に匿名化を図るのではなく、いかなる対応が可能かについて更なる検討をすべきではないか、という意見もあった。

※令和 2 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

【求める措置の具体的内容】

情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形での被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。

【具体的な支障事例】

（略）一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。

しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者（公開請求者）以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。

審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもそもの審査請求の趣旨が損なわれてしまう。

（略）

【令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）】

行政不服審査の不服申立ての手續において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手續の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<対応>

- ・ 行審法上、裁決書の記載事項に審査請求人の氏名は掲げられていない。
- ・ しかし、裁決書には、裁決の執行の実効性確保のため（処分の相手方である）審査請求人の氏名を当然に記載しなければならないと解されており、裁決書における個人情報匿名で作成することは、原則としてできないと考える。

※その後、訴訟が提起された場合には、原則として裁判で公開される。

- ・ 一方、情報公開の開示決定等の処分に対し、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されてしまうような、極めて特殊で限られた場合であれば、運用において、氏名等が分からないような形で裁決書を作成することも、法令改正によらずとも当然に可能であると考えられることから、報告書の方向性を是とし、マニュアル等においてその旨を記載する。

※アンケートにおいては、審査請求人の氏名等は仮称（「請求人」、「代理人」）で記載する、審査請求人の氏名や住所など個人が特定される情報にマスキングを行うといった対応が見られた。

※なお、上記のような特殊な場合において、処分の相手方が参加人となる場合には、各審理手續において匿名性を確保することも必要であることから、マニュアル等においてはその旨も記載する。

（参考）

○行政不服審査法
（裁決の方式）

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- 一 主文
- 二 事案の概要
- 三 審理関係人の主張の要旨
- 四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

（裁決の効力発生）

第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

(裁決の効力発生)

第五十一条

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

※ 謄本とは文書の「原本」に対する用語であって、原本と同一の文字、符号を用いて原本の内容を完全に写し取った書面をいう。〔吉国一郎ほか共編「法令用語辞典」第9次改訂版〕

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

5.6 答申の対象（行審法 79 条関連）

- ①論 点：答申の対象は、処分そのものを対象とするもの、審査請求を対象とするもの、諮問時の審査庁の意見を対象とするものに分かれており、かつ、同一の審査会においても、事案によって異なる場合があることから、統一すべきではないか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とはいえないが、調査の結果について論点として本会に伝える必要がある。

補足説明

審査庁の諮問に応じて答申をするのが審査会の役割であるが、答申においては、審査庁の判断の妥当性を論じるもの、処分庁のした原処分の適法違法等を論じるものなどが混在している。事件によってはそうならざるを得ないものもあるかもしれないが、諮問のあり方、審査会の役割について統一的な見解を検討してはどうか。

（折橋 洋介）

<対応>

- ・行政不服審査会等への諮問は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するために設けられたものである。
- ・したがって、一般的には審査庁の判断が答申の対象となるものと考えられるが、上記の趣旨を踏まえたものであれば、答申の対象が異なったとしても、特段の支障は生じなく、各審査会の判断に委ねるべきものとする。

（参考）

○令和 2 年度「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」資料編

【アンケートに寄せられた答申件数：1,991件】

諮問時における審査庁の判断が妥当か否かについて言及している答申：55.6%

（参考）報告件数の多い主な団体

都道府県：鹿児島県143件、熊本県135件、神奈川県115件、青森県106件

政令市：神戸市19件

審査請求を棄却又は認容すべき等と言及している答申：25.4%

（参考）報告件数の多い主な団体

都道府県：東京都189件、大阪府54件、千葉県38件

政令市 : 大阪府16件
その他市区町村 : 大阪府河内長野市39件

審査請求の対象となった処分が妥当であるか否かについて言及している答申 : 16.4%

(参考) 報告件数の多い主な団体

その他市区町村 : 岐阜県安八町144件、東京都羽村市37件

その他 : 2.5%

※ 「一部は棄却されるべきであり、一部は却下されるべきである」、「処分を取り消し、改めて決定すべきである」等

5.7 審査会に提出された書類等の審査庁への送付（行審法 79 条関連）

- ①論 点：審査会に提出された書類等については審査庁へ送付する根拠規定がないことから、行審法42条 2 項のように審査庁へ提出する規定を設けるべきではないか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：職権で送付することは禁止されていないと考えられるため、対応が必要とまではいえないが、実際に送付をしていない団体もあることから、論点の一つとして本会に提示する必要がある。
- ④個別意見：マニュアル等に審査庁に送付することを明記してはどうか、という意見もあった。

<対応>

- ・審査会に提出された資料については、行審法第78条により、審査庁は審査会に閲覧及び写しの交付を求めることが可能である。
- ・また、審査会が行審法第74条による調査に当たり、必要な範囲で、審査庁に当該資料を送るということも考えられる。
- ・上記のほか、個別の必要性の判断に応じ、審査庁に対して職権送付も可能であることから、本論点は、運用により対応可能であると考えられるため、報告書の理由のとおり、新たな規定の導入は要しないと考えられるが、マニュアル等において、具体の対応について示すこととする。

(参考)

○行政不服審査法

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとする

きは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

5.8 付言への応答義務（行政の適正な運用の確保関連）

- ①論 点：行政不服審査会等の答申の付言に対応がなされたのかを確認することができず、行政の適正な運営の確保について検証できないことから、付言に応答義務を課すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：行審法の目的の一つである行政の適正な運用の確保に大きく関わる重要な論点である一方、不服審査型8条機関としての審査会にそのような権限を付与することが適切かについて慎重に検討する必要があるため、付言に対する処分庁の対応の在り方について、行政不服審査制度における付言の位置付けも含めて本会において検討されたい。
- ④個別意見：法令により付言への応答を義務付けてもよいのではないか、という意見もあった。

補足説明

行政の適正な運営の確保という制度趣旨に鑑み、行政不服審査会による制度・運用改善を求める付言については、当該事件の審査庁等あるいは制度を所管する総務省に対して、対処方針等の応答義務を新たに法定してはどうか。

（折橋 洋介）

<対応>

・行審法は、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めるものであり、その中で、行政不服審査会等は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、審査庁の諮問機関として設けられたものである。

・運用上、行政不服審査会等からの答申においては、行審法においては不当性の観点からも審査を行うこととされていることも相まって、行政の適正な運営を促す観点から、付言がなされている事例が見られる。

※付言の内容としては、審査請求がなされた処分に係る制度面の改善を促すもの、審査庁における審理手続に時間がかかり過ぎているといったもの、そもそも処分をする段階における手続が不十分であるといったものが見られる。

・行政不服審査会等は、上記のとおり、審査庁の諮問機関として設けられたもの

であるため、付言に係る審査庁又は処分庁の応答義務を行審法上設けることは性質上馴染まない。しかし、付言は行政運営の問題提起や質の向上の観点からなされることに加え、「行政の適正な運営を確保」することを目的とする行審法の趣旨を踏まえれば、付言の相手方である審査庁又は処分庁は、付言に対し、適宜の方法により、真摯に対応（回答）すべきである。

- ・なお、現状においては、答申における付言の記載場所が統一されておらず、付言であるかどうかも判別しにくいいため、付言であることが明確に分かるよう、記載方法を様式等で示す。さらに、付言の関係行政庁への適切な伝達の在り方、また、その付言の内容に応じた審査庁又は処分庁の望まれる方策について、マニュアル等において示す。
- ・一方、本来であれば付言を行う必要がない状態が望ましく、審査庁の事務手続の問題（審理手続の遅延等）や処分時の事前手続が不十分といった問題については、論点5.10にもあるとおり、審査庁・審理員・処分庁の質の向上や、原処分の段階において行政手続法で定める聴聞手続や理由の提示といった事前手続の一層の徹底も図っていくこととする。

（参考）

○行政不服審査法

（答申書の送付等）

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

5.9 データベースの充実化（体制整備関連）

- ①論 点：裁決・答申データベースに登録・掲載していない団体も多く、また、データベース自体も使いづらいため、改善すべきではないか。（士業団体からの提案あり。）
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：多くの関係者から強い要請があることから、改善について検討する必要性は高い。国が基盤整備をすることが望ましいのではないか。
- ④個別意見：総務省データベースに完全に一元化することはできないとしても、総務省ウェブサイトにも各団体のウェブサイトの URL を掲載するなどして入口を一元化することは可能ではないかという意見もあった。また、総務省のデータベースについて、フォーマットを統一するなどの対応をすべきではないか、特に、検索を可能にするため、テキストデータのない PDF の掲載は禁止すべきではないかという意見があった。

補足説明

答申情報検索では、答申番号による検索機能の追加、「行政不服審査会等の名称」における限定検索機能の改良、裁決情報検索では、正確な「審査庁名」検索機能を確立すべきである（検索結果の「審査庁名」も同様）。その他、両検索通じて、答申と裁決のリンク表示、西暦だけでなく元号による期日検索機能の追加等検討してはどうか。（折橋 洋介）

※令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

【求める措置の具体的内容】

「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDF ファイルの記載内容についても検索の対象とすること

【具体的な支障事例】

データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体 (PDFファイル) は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠

法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。

【令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）】

行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。→措置済

また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<対応>

- ・総務省において運用している「行政不服審査裁決・答申データベース」は答申・裁決の内容について国民への一元的な情報提供及び審査庁の利便性の向上を図るため、整備・運用されているものであるため、引き続き、使いやすさの向上及び事件の登録の推進を行う。
- ・検討会、ヒアリング、アンケートにおいては、以下のような改善に向けての意見がある。
 - ①対象となっている処分、根拠法令、結論等の（マスキング等を要しない）一定の基本的な内容を一覧化できるようにしてはどうか。
 - ②掲載範囲・掲載更新日・審査庁ごとの裁決数などを明確にできないか。
 - ③審査庁名が正式名称で登録されていないので、整える必要がある。
 - ④行政主体によって掲載の程度、方法が異なっている。全ての事件について原本をPDFで掲載する方法を原則としてほしい。
 - ⑤検索の便宜のため、各事件に対し、統一の事件番号を付する方法を検討してほしい。
 - ⑥検索結果について、一つ一つ事案をクリックしないと概要が分からない。検索用語が含まれる答申及び裁決の前後50文字ずつ表示するようなことができると、用語がどのような文脈で用いられているか分かる。
 - ⑦各答申に、その答申を表す複数のハッシュタグを付すような形式とすることでハッシュタグ検索や分類検索ができるとよい。
 - ⑧「認容」「棄却」「却下」「その他」で絞り込む機能があればよい。

※登録側としての意見の例

- ⑨答申と裁決の2回にわたり、それぞれマスキング処理を余儀なくされることや、補足情報の入力事項の確認など、登録に要する負担が大きいと、入力内容を簡素化することはできないか。
- ⑩各都市より掲載内容にばらつきがあるため、必要な記載内容を例示する、フォーマッ

トを統一するなどがされると良い。

- ・寄せられた意見を踏まえ、予算面や技術面の観点も踏まえ対応可能な範囲で改善を行う。

(参考)

- 令和2年度「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」資料編「行政不服審査裁決・答申データベース」に
答申を登録している団体は、133団体中86団体（約65%）
裁決を登録している団体は、133団体中77団体（約58%）

裁決・答申データベースに事例を登録していない理由は、
HPに掲載：31.3%
個人情報が含まれている：14.1%
使い勝手が悪い：1.6%
DBの存在を知らなかった：1.6%
その他：51.6%

5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上（体制整備関連）

①論 点：審理手続や審理の内容に関して、審理員・審査会・審査庁・処分庁の質及び能力を図るべきではないか。（附帯決議事項）

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：審理員候補者や審査会委員の質の確保については、例えば、総務省や各士業団体において審理員候補者や審査会委員の業務に関する研修を行い、修了した者に修了証を交付するとともに、本人の同意を得た上でリスト化して国や地方公共団体に提供する仕組みを検討してはどうか。

審査庁や処分庁、審理員の能力の向上については、例えば、審査庁の幹部職員に審理手続の進行管理について責任を持たせることや、上記で示された問題点（論点整理、事実認定、処分の要件充足性に関する判断、審理員意見書や弁明書の記載等）について、総務省において研修の提供や教育用資料の作成をすること、総務省において審理員や審査請求人に必要な情報を提供する総合的な案内所を整備すること、総務省において国や地方公共団体の事案処理についてサンプル調査をすること、などを検討してはどうか。

④個別意見：体制整備に関する国や地方公共団体の責務規定を設けることを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

※関連論点

【審査庁に対して】

- 1) 審理員指名、審理員意見書、裁決時期の短縮（論点2.1、2.14、2.15）
- 2) 審理員審理の適正化・充実（論点3.1、3.4）
- 3) 審理員意見書、裁決書の記載の適正化（論点3.7）

【審査会に対して】

- 4) 答申の記載の適正化（論点3.7、3.10）

【処分庁に対して】

- 5) 弁明書の記載事項・添付書類の適正化（論点2.6、2.7）
- 6) 教示の徹底（論点4.5）

【不服を申し立てようとする者に対して】

- 7) 制度の周知（論点5.12）

<対応>

- ・審査庁は、国の行政機関や地方公共団体などがあり、その規模については様々である。審査庁における実務の実態も区々であることから、以下の体制整備の案についても、その実態をよく把握した上で、柔軟かつ実効性のある支援策を考えるべきである。
- ・審理手続の担い手の確保・育成のため、総務省等において、各士業団体等からの協力を得ながら、定期的・継続的に審査庁の職員等に対する具体的かつ実践的な研修を行う仕組みを設ける。なお、研修の実施に当たっては、行政手続法をはじめとする関連法制についての基本的な理解を促進することも重要である。
- ・不服申立てに関わる各主体の体制の整備のため、審査庁の幹部職員は、本来審理手続の適切な進行管理について責任を負っているはずであるが、改めて責任の自覚を促すべきであることから、特に、審査庁事務を担当する職員が複数の部局にまたがる府省等においては、大臣官房等に不服申立事務の遂行を府省等として責任をもって管理する体制を構築し、担当職員に対して進行管理の責任を自覚するよう促す等の措置を講じる。
- ・また、地方公共団体においては、審査事務の頻度や専門性に鑑み、単独で審査会等の体制を整えるより、審査会事務等を複数の地方公共団体で共同処理する方が効率的な場合もあり、現に県や他市町村への事務の委託等の具体例・工夫例があることから、このような事例を総務省において紹介・普及する。その上で、特に小規模な市町村において、なお体制整備が困難な場合もあり得ることから、審理員等をサポートする人材を国があっせん・派遣する仕組みを設けるなどの支援を行う。
- ・制度趣旨に沿った適正な運用の促進のため、また、審査庁において審理手続を円滑に遂行するため、総務省において、各課題・改善方策の検討結果を踏まえ、マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った運用の徹底を図る。
- ・審査庁の職員や審理員等へのサポート、国民への情報提供のため、全国51カ所に設置されている総務省の情報公開・個人情報保護総合案内所を活用する。
- ・なお、特に国の機関が審査庁となる場合において、行政不服審査会から、審理手続に係る事務の遅延等の問題について度々指摘されており、また、制度（趣旨）に対する理解も不十分であるように見受けられることから、本検討会の最

終的な検討結果を踏まえ、真摯な運用改善を図る必要がある。仮に改善が見込まれない場合、総務省による総務省設置法に基づく勧告権限を行使することも視野に、積極的な改善を促すべきである。

5.11 審査会・審理員事務の委託等の促進（体制整備関連）

- ①論 点：一部の地方公共団体においては、審査会事務や審理員事務について、委託・広域連合・一部事務組合を活用することで、審査会委員や審理員の質の確保や経験・ノウハウの蓄積といった課題を一定程度解消しており、このような取組みを他の地方公共団体等にも促すべきではないか。（附帯決議事項）
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：一部の地方公共団体の取組みを参考に活用を促進することもあり得るが、地方自治制度に関わる事項であることから、対応の要否を含めて検討されたい。
- ④意 見：審査会と比べ審理員の事務については委託等の活用が進んでいないことから、審理員事務の委託等が可能であることをマニュアル等で周知してはどうか、という意見もあった。

補足説明

地方自治制度一般における議論の動きも踏まえながら、人材資源の効率化やコスト軽減を考えている地方公共団体が広域連携手法の選択や形成について検討しやすくなるよう、先行事例に関する情報収集・整理、自治体間での経験共有を可能とするための措置等について、検討してはどうか。

（宮森 征司）

<対応>

- ・ヒアリング及びアンケートにおいては、以下の事例が見られることから、総務省において、具体例・工夫事例の共有を行う。
- ①審査会事務については、付属機関を設ける負担を考慮し、県・市町村・事務組合・広域連合などにおいて、個々の地方公共団体の主体性も重視した上で、審査会を共同設置という形態で設置している。これらによって、地方公共団体の事務負担の軽減やノウハウの集約化が図られている。
- ②県において、県内の全ての町村と一部の一部事務組合から審査会事務委託を受けている。
- ③審査会委員を公募により選任している。行政実務に熟知した行政書士等が選任されており、実務上の支障はない。

④審理員について、組織外の弁護士1名を会計年度任用職員として任用している。これは、法知識に精通し、審理手続を行うことができる内部職員を常時育成し、配置することは、市の職員規模からは困難であること、また、内部職員は他の業務でも処分庁の職員と関わることもあるため公正な審理手続を行うことが困難となる可能性があることが理由。

※アンケートにおいては、事務委託、広域連合、一部事務組合、共同設置など、多様な工夫事例が見られた。

(参考)

○平成28年度行審法施行状況調査

【第三者機関の設置形態】

地方：単独設置1,242団体、他団体に委託284団体、他団体との共同設置131団体、一部事務組合等を設置92団体、事件ごとに設置308団体、その他10団体

○行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年五月二十日衆議院総務委員会)

一 今回導入される第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利救済の実効性を担保できるようにするため、適切な人材の選任に配慮すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配慮すること。

○行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年六月五日参議院総務委員会)

三、有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえつつ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格段の配慮を行うこと。

5.12 制度の国民への周知

- ①論 点：行政不服審査制度の利用自体が低調であり、また、審査請求の対象など制度について国民が十分に理解していないのではないかという懸念も示されていることから、権利救済手段として浸透を図るべきではないか。（士業団体からの提案あり。）（附帯決議事項）
- ②結 論：総務省において審査請求人や審査請求を行うことを検討している者に必要な情報を提供する総合的な案内所を整備することなど、本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような意見が寄せられていることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応>

- ・行審法は、国・地方公共団体のみならず、処分権限を付与された民間団体等の機関に広く適用されていること、不服申立人の属性も様々であることを踏まえ、丁寧に国民に対する情報提供や相談対応を行うため、全国的に案内所を設けること等の措置を講じる（論点5.10参照）。

（参考）

- 行政不服審査法案に対する附帯決議（平成二十六年六月五日参議院総務委員会）
- 二、今般の制度改革に伴い、国及び地方公共団体が行った処分については、審査請求すべき行政庁等、新たな行政不服審査制度を利用するに当たって必要となる情報を、懇切・丁寧な広報活動により国民・住民に周知徹底すること。なお、再調査の請求については、処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査をすることにより、処分手続の見直しを行う事後救済手続であることを、十分説明すること。

5.13 審査請求先に関する特則の導入

- ①論 点：国が定めた審査基準が争点となる事案については、直接国に対して審査請求をすることができる規定を設けてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要ないが、国と地方との関係に関わる論点であることから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。
- ④個別意見：国が定めた審査基準に基づく処分であっても、個別の当てはめについて審理する必要があることから、国に対して審査請求することは制度の趣旨に沿わないのではないか、という意見もあった。また、制度の見直しではなく、地方における審理の在り方に関する論点として整理すべき、との意見もあった。

<対応>

- ・国が定めた基準に照らして当てはめを行い、個々に処分を行うのは、実際に処分を行う行政庁である。この場合、特別の規定が設けられていない限り、審査庁は最上級行政庁となるため、地方公共団体において処分を行った場合には、基本的に地方公共団体が審査庁となる。
- ・実態としては、アンケートの結果、都道府県において、生活保護法の基準を争点とした審査請求等が確認されているところ、このような場合には、論点2.5において示しているような運用上の工夫を行うことが考えられる。

5.14 不当性審査の在り方

- ①背景：不当性審査の在り方については、学説や実務において重要な論点となっているが、実際に不当性を肯定して処分を取り消した裁決や答申は少ないことから、いかなる場合に不当性が問題となり得るのか、具体例を示すべきではないか。
- ②結論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理由：対応が必要とまではいえないが、調査の結果として、論点として上がったことを本会に伝える必要がある。

補足説明

5年見直しを契機に、不当を理由に請求を認容した裁決を収集、類型化して参考資料として提示することで、違法と区別された不当とはどのようなものであるか（ありうるか）について制度運営に関わる者に一定の理解が共有されれば、不当性審査の充実につながるのではないかと。（大江 裕幸）

<対応>

- ・行政不服審査制度は、違法性のみならず、不当性の審査も行うこととされている。
- ・ヒアリングにおいては、運用上、違法と不当を殊更に区別して、審理手続や審査会審議を行っている事例は見られなかった。アンケート結果やデータベース上の裁決書の例からは、違法か不当かの線引きが困難である事案において、「違法又は不当」であることを理由に請求を認容している例が見られ、違法であるとまでは判断することが困難な事案において審査請求人を迅速に救済する役割を果たしているといえる。
- ・なお、不当であることを理由に処分を取り消したケースとしては、以下のようなものがあった。
 - ①精神障害者保健福祉手帳の障害等級について、手帳更新時における審査請求人の精神障害の状態のみならず、課長通知により示された「概ね過去2年間の状態」や「概ね今後2年間に予想される状態」等も考慮に入れて判断すると、本件障害等級は2級が相当であるから、これらを考慮せずこれを3級とした本件処分における障害等級の判定は不当であるといわざるを得

ないとして、本件処分の障害等級を変更した事例。

- ② 障害者加算の認定変更に基づき処分庁が行った障害者加算の過支給分についての返還決定処分（生活保護法第63条）について、返還額の決定に当たって、課長通知に示された自立更生費の控除についての調査・検討の必要性が高いと認められるにもかかわらず、処分庁が当該調査・検討を尽くしておらず、本件処分が「不当な処分」として取消された事例。
- ③ 生活保護法第15条の医療扶助を求めてなされた保護申請に対し、保護費の支給が遡れるのは3か月程度であって、本件申請は申請時点で当該期間を超えていることを理由になされた保護不支給決定処分について、入院時に処分庁から適切な説明がありさえすれば請求人から期間内に申請が行われた蓋然性が高いと推認され、遅延なく申請を行わなかったことについて、請求人だけに不利益を被らせることは妥当ではなく、処分庁は考慮すべき要素を勘案しないで本件処分を行ったとして、本件処分を「不当なもの」として取り消した事例。

(参考)

○令和2年度「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」資料編
令和元年度裁決のうち、審査請求が認容された事例において、行政庁の処分が違法又は不当とされた件数は、121件。

このうち、行政庁の事実誤認・要件不適合等によるものが60.3%、行政庁の処分の不当性に基づくものが約14.9%、行政庁の事務上の瑕疵(理由不備を除く)が14.0%、理由不備が10.7%

○行政不服審査法

(目的等)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。